

公共嘱託登記業務費積算基準の運用

目 次

第1章 調査業務

(1) 資料調査

ア 公簿類

イ 地図類

ウ 図面類

エ 疎明書面

(2) 現地調査

① 事前調査

② 筆界確認

ア 多角測量

イ 復元測量

ウ 画地調整

③ 立 会

ア 民有地境界立会

イ 公共用地境界立会

第2章 測量業務

(1) 面積測量

土地

(2) 境界標設置

ア 境界点測設

イ 境界標埋設

ウ 引照点測量

第3章 嘱託手続き業務

(1) 土地

(2) 現地調査費

第4章 書類の作成等

(1) 書類の作成

(2) 謄抄本交付手続及び受領

(3) 原本の複製

第5章 地図訂正申出業務

1. 調査業務

2. 嘱託業務

第6章 附則

第1章 調査業務

(1) 資料調査

資料調査とは、法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理、調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検の作業をいう。

ア. 公簿類

(解説)

公簿類とは、法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称である。

(1) 公簿

法務局備え付けの土地又は建物登記簿(共同人名票及び共同担保目録を含む。)、登記事

広島県

項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿、旧土地台帳又は旧家屋台帳等をいう。

(2) 簿冊

- ① 地方自治体備え付けの固定資産課税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等をいう。
- ② その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳等を含む。

(作業の内容)

作業の内容は、公簿類の資料調査業務であり、委託の対象とした作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 閲覧申請書の作成
- ② 申請手続、公簿類の受領
- ③ 登記簿、閉鎖登記簿、旧土地台帳、旧家屋台帳及びその他の公簿の閲覧謄写

★ 内業

- ① 公簿類に係る調査事項の分析整理
- ② 調書の作成
- ③ 調書の点検

(運用)

- (1) 土地1筆又は建物1個（1登記用紙）ごとの基準額として取り扱う。
- (2) 閲覧・謄写した土地又は建物の簿冊ごとの筆個を委託の対象とする。

イ. 地図類

(解説)

地図類とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称である。

- ① 法務局備え付けの地図又は土地所在図もしくは建物所在図をいう。
- ② 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等をいう。
- ③ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等）にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等、又は個人が保有する古地図等をいう。

(作業の内容)

★外業

- ① 閲覧申請書の作成
- ② 申請手続、地図類の受領
- ③ 地図類の謄写
- ④ 謄写事項の点検

★ 内業

- ① 謄写地図類の整理
- ② 登記事項等の記入
- ③ 測量図、確定図、建物図面等の調査事項記入
- ④ 各記載事項の点検

(運用)

- (1) 土地1筆ごとの基準額として取り扱う。
- (2) 閲覧・謄写した地図類ごとの筆数を委託の対象とする。
- (3) 基準点網図等の閲覧は、図根点1点を1筆として取り扱う。

ウ. 図面類

(解説)

- (1) 図面類とは、法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称である。
- (2) 確定測量図(長狭物の確定測量図を含む。)とは、面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。

① 図面

法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図(閉鎖図面を含む。)等をいう。

② 測量図等

ア 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図をいう。

イ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合(解散した組合等にあつては、個人を含む。)等が保有する確定測量図をいう。

ウ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図(面積の記載のないものを含む。)

その他これに類する確定測量図をいう。

(作業の内容)

作業の内容は、図面類の資料調査業務であり、委託の対象とした作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 閲覧申請書の作成
- ② 申請手続、図面等の受領
- ③ 測量図、確定測量図、筆界確定資料、建物図面等の謄写
- ④ 謄写事項の点検

★ 内業

- ① 謄写図面等の整理、合成
- ② 登記事項等の記入
- ③ 各記載事項の点検

(運用)

- (1) 土地1筆又は建物1個ごとの基準額として取り扱う。
- (2) 閲覧・謄写した図面類ごとの筆個数を委託の対象として取り扱う。
- (3) 法務局における調査資料を補完するために、他の官公署、団体、組合等において確定図等を閲覧・謄写したときは、委託の対象として取り扱う。

エ. 疎明書面

(解説)

疎明書面とは、登記済証、保証書、印鑑証明書、住所証明書又は不在住を証する書面、戸籍等謄抄本又は不在籍を証する書面、農地転用許可書又は届出済証、建築確認通知書及び検査済証、工事完了引渡証明書又は固定資産税納付証明書等の所有権を証する書面、規約を証する書面、相続を証する書面等の総称である。

(作業の内容)

★ 内業

- | | |
|---|------------------|
| ① | 委託者持参の図書類の受領、打合せ |
| ② | 受領図書類の分析、照合 |

(運用)

- (1) 受託事件1件ごとの基準額として取り扱う。
- (2) 疎明書面の添付を必要とする登記嘱託事件についてのみ適用する。
- (3) 疎明書面の複写、複製を必要とする場合は、[「第4章 書類の作成等」の「\(3\) 原本の複製」](#)を適用する。

(2) 現地調査

現地調査とは、事前調査、筆界確認(多角測量、復元測量、画地調整)又は立会(民有地境界、公共用地境界)の諸作業をいう。

① 事前調査

(解説)

事前調査とは、広島県が現地において指示した事項と前各号の収集した資料に基づき、土地の物理的状況及び利用状況、地形、境界標識の有無又は測量上準拠すべき基準点の有無等の調査並びに公共用地若しくは民有地に対する立会に関する作業方法及び日程の協議又は境界紛争の有無の調査等の諸作業をいう。

(作業の内容)

作業の内容は、現地の事前調査業務であり、委託の対象とした作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 対象物件の位置調査、確認（調査素図、地図類等からの現地確認又は必要に応じて近隣の居住者、耕作者、山林業者等からの事情聴取、挨拶、近隣土地の利用状況の調査等）
- ② 境界（杭、擁壁、周壁、側溝その他境界付近の構造物）調査、マーキング等
- ③ 調査素図への現況の記入

★内業

- ① 対象物件の位置の調査に必要な図面類の整理
- ② 調査素図等調査結果の整理

（運用）

- （１） 受託事件、１件ごとの基準額として取り扱う。
- （２） 建物受託事件並びに嘱託手続業務欄に現地調査費を付記してある登記及び所有者の表示変更・更正登記の嘱託受託事件には適用しない。
- （３） 嘱託手続業務を伴わない筆界確認、面積測量、境界標埋設等の受託事件にも適用することができる。ただし、測設されている境界点に単に境界標を埋設する場合には適用しない。

②筆界確認

筆界確認とは、現地と公簿類、地図類、図面類との照合、位置の特定、筆界復元及び筆界確認の諸作業をいう。

ア. 多角測量

（解説）

- （１） 多角測量とは、筆界点の位置の特定のために行う基礎測量で、国家基準点又はこれに準ずる図根点２点以上を与点として行い、後から実施される各種測量作業の骨格となる精度区分甲２以上の測量をいう。
- （２） 前項の作業は、多角点からの細部現況測量を含む。
- （３） 前項の作業は、復元測量に必要なトラバース測量にも適用する。
- （４） 基準点が近傍に存しない場合、前項に準じて行う筆界確認のためのトラバース測量にも適用する。
- （５） 器械点（多角点）１点ごとの基準額として取り扱い、地域区分及び難易度により加算又は減算をすることができる。

（作業の内容）

作業の内容は、筆界点の位置を測定するために行う基礎測量業務であり、委託の対象とした作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 多角点の決定、立入りの承諾等
- ② 杭の設置
- ③ 観測点の調査
- ④ 器械の据付
- ⑤ 各視準点までの障害物の撤去、整理
- ⑥ 観測
- ⑦ 観測点間の検測
- ⑧ 器械の移動

★内業

- ① 観測簿等の整理
- ② コンピュータへの入力及び点検
- ③ 座標計算、点間距離計算及び点検
- ④ 展開及び点検

加 減 率 表

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
測点3点以内	70	70～90	90～110	110～130	130～150
測点 4～6 点	70～90	90～110	110～130	130～150	150
急傾斜地又は 測点 7 点以上	90～110	110～130	130～150	150	150

(運用)

- (1) 加減率表の運用は、各器械点(多角点)又は急傾斜地ごとの難易度に応じて適用する。
- (2) 難易度の各ランクの加減率の運用は測点数に応じて適用し、測点 0 又は 1 点の場合は当該欄の最下位を、測点 2 点の場合は当該欄の中間値を、測点 3 点の場合は当該欄の上位の加減率を適用する(以下測点 4～6 点及び 7 点以上の場合 9 点までは同じ)。10 点以上は上位の加減率を適用する。
- (3) 急傾斜地で測点 6 点以下の場合は、当該欄最下位の加減率を適用する。

イ. 復元測量

(解説)

- (1) 復元測量とは、筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業をいう。
- (2) 復元点 1 点ごとの基準額を適用し、地域区分により加算又は減算をすることができる。

(作業の内容)

作業の内容は、筆界点を復元するための測量業務であり、委託の対象とした作業項目を外・

広島県

内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 器械の据付
- ② 各筆界点までの障害物の撤去、整理
- ③ 筆界点の逆打ち
- ④ 対象筆界点付近の構築物等の位置関係の点検
- ⑤ 筆界点への木杭の打設
- ⑥ 筆界点間の検測
- ⑦ 設置した筆界点付近の構築物等からの点検測量
- ⑧ 器械の移動

★内業

- ① 対象筆界点座標、筆界点付近の構築物のデータの整理
- ② コンピュータへの対象筆界点、各種構築物等のデータ入力及び点検
- ③ 復元点の角度・距離の計算及び点検
- ④ 対象筆界点・各種構築物等の作図及び点検

(運用)

復元測量は境界標の測設までを含む作業であるから、境界点測設の委託費は適用することができない。地域区分の各ランクの加減率の運用は難易度に応じて適用し、普通の場合は当該欄の最下位を、困難な場合は当該欄の中間値を、非常に困難な場合は当該欄の上位の加減率を適用する。

加 減 率 表

地域区分 難易度	耕地	村落地	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
普 通	70	70	90	110	130
困 難		80	100	120	140
非常に困難		90	110	130	150

(注)

- 普 通…対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少ない場合をいう。
- 困 難…対象土地及び利害関係人が筆数を超え、隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。
- 非常に困難…対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を超え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が過密な場合をいう。

ウ. 画地調整

(解説)

(1) 復元型

画地調整とは、数筆の土地の位置の特定又は筆界点の復元をする場合に、基礎測量(現況測量を含む。)で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積や辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業をいう。

(2) 分筆型

1 筆又は数筆の土地を分割する場合に面積測量の成果に基づき、広島県の求めに応じて各筆の面積、辺長を求める区画計算をいう。

(3) 調整のうえ確定した 1 区画目を基準額とし、1 区画増すごとに加算額を適用し、難易度により加算又は減算をすることができる。

(作業の内容)

作業の内容は、画地調整の業務であり、委託の対象とした画地調整(復元型・分筆型)の作業項目(内業)を分類すると、次のとおりである。

★内業

復元型	分筆型
①現況点のプロット・点検	①分割図の作業・点検
②地図類の拡大・縮小・点検	②分割点のプロット
③地図類の座標読取り	③分割点座標計算・作図・点検
④割込図の作成・点検	
⑤現況点のプロット	
⑥確定筆界点座標計算・作図・点検	

(運用)

(1)「第 1 章 調査業務 (2)現地調査の①事前調査」により、筆界の確認ができ、既存の成果図等と現地が符号する場合には、適用しない。

難易度	容 易	普 通	困 難	非常に困難
加減率	70	100	130	150

(注)

- 容 易…土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料(各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等)があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合をいう。
- 普 通…土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、筆界点間の距離、内角又は方向角の記載された図面等の資料があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内でほぼ一致し、筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。
- 困 難…筆界点を特定する資料が無く、また資料があっても現地復元性に乏しく、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが類似しており、公図割込み、按分計算等複雑な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。
- 非常に困難…筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地の形状と大きな差異があり、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが大きく異なっている場合で、地域の特殊事情、歴史的経過等を考慮し参考図面類をデジタイザーで座標読み取りをして、局部修正をしながら、必要な公図割込み、按分計算等高度な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

③立会

境界立会とは、隣接所有者と境界を確認し合意を得るための作業又は民有地と公有地との境界を確定し合意を得るための作業をいう。

ア. 民有地境界立会

(解説)

- (1) 民有地境界立会とは、民有地の境界について、隣接所有者の立会を得て境界標の認否、合意の有無等を確認し、筆界の確認を行う作業をいう。
- (2) 作業の難易度等によってA・B・Cに区分し、対象筆界点1点ごとの基準額とし、地域区分及び作業の難易度により加算又は減算をすることができる。

「用語の定義」

A. 立会・確認

境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合にする、相隣者間の合意を得る作業をいう。

B. 測距・探索

境界立会において、境界標識が容易に発見できない場合にする、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、概ね15cm程度の表土除去により境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。又隣接所有者の合意をうける境界確認書に横断面図を添付する場合に適用する。

C. 特殊重作業

上記Bのほか、境界立会において、境界標識の全部又は一部が発見できない場合にする、既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。

(作業の内容)

作業の内容は、境界立会における筆界確認の業務であり、委託の対象とした民有地境界立会の作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 既設境界標の立会確認 |
| ② | 立会調書の署名又は受領 |
| ③ | 移動 |
| ④ | 境界杭の測距、探索を伴う立会確認 |
| ⑤ | 特殊重作業を伴う境界杭の探索を伴う立会確認 |
| ⑥ | 現況平面測量 |
| ⑦ | 民有地横断測量 |

★内業

- | | |
|---|---|
| ① | 隣接民有地所有者の調査
(現住所、管理者、関係者、代表者、電話番号、住宅地図等) |
| ② | 隣接地所有者との立会通知、打合せ |
| ③ | 依頼者との打合せ |
| ④ | 関係官公署との打合せ |
| ⑤ | 現況平面図の整理、計算、製図(加筆) |
| ⑥ | 横断測量結果の整理、計算、製図等 |

(運用)

- (1) 各筆界点ごとに作業種別(A・B・C)が異なる場合の取り扱いは、それぞれの筆界点ごとに各ランクを適用する。
- (2) 加減率表の難易度の適用については、利害関係人、地形、障害、立会の諸要件を考慮して運用するものとする。
- (3) 加減率表の難易度が各点で異なる場合の取り扱いは、それぞれの筆界点ごとの難易度に応じて適用する。
- (4) 加減率表の取り扱いは民有地境界立会、公共用地境界立会の共に適用する。

加 減 率 表

地域区分 難易度	山林その他	村落地	準市街地	市街地	過密市街地
容 易	70	70	80	100	120
普 通	70	80	100	120	140
困 難	80	100	120	140	160
非常に困難	100	120	140	160	180

(注)

- 容 易…対象土地及び利害関係人が少なく、隣接地周辺が平坦地で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在せず、境界標識が直視でき、かつ、容易に合意が得られる場合をいう。
- 普 通…対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少なく、境界標識の確認が容易で、かつ、合意が支障なく得られる場合をいう。
- 困 難…対象土地及び利害関係人が筆数を超え、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多く、かつ、合意を得ることが困難な場合をいう。
- 非常に困難…対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を超え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が過密で、かつ、合意を得ることが非常に困難な場合をいう。

イ. 公共用地境界立会

(解説)

- (1) 公共用地境界立会とは公共用地(道路、水路等の長狭物及びその他の公有地)と民有地との境界の確認(明示)申請及び筆界確認作業をいう。
- (2) 業務及び作業の内容によって、Aランク、Bランク、Cランクに区分し、対象筆界点1点ごとの基準額とし、地域区分及び作業の難易度により加算又は減算をすることができる。

「用語の定義」

Aランク

公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続きを行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。

Bランク

広島県

境界確認申請書に、A ランクの図面類のほか、現況平面図（提示する場合）及び横断図面を添付して申請手続きを行った上、現地において添付図面に基づいて状況説明を行い、道水路にあっては、幅員の測距、永久標識及び構築物等から筆界点の点検、確認を行う作業をする場合をいう。

C ランク

境界確認申請書に、A ランク及び B ランクの図面類（現況平面図を提示しない場合）のほか、登記簿謄本、現況写真、道水路の場合は対面する土地所有者の同意書等を添付し申請手続きを行った上、立会の事前協議、現地立会においては各土地所有者全員の立会を得て、筆界の確認する等複雑で特殊な作業（境界明示証明書交付手続きを含む。）をする場合をいう。

（作業の内容）

作業の内容は、境界立会における筆界確認の業務であり、委託の対象とした公共用地境界立会の作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 関係官公署との事前打合せ（出頭）
- ② 公共用地境界立会
- ③ 公共用地境界を現地表示、確認
- ④ 明示境界の測量
- ⑤ 関係官公署へ立会申請書提出、打合せ
- ⑥ 現況平面測量（測量費に計上した場合削除）
- ⑦ 公共用地横断測量
- ⑧ 公共用地境界証明書の申請
- ⑨ 公共用地境界明示申請書の受領
- ⑩ 移動

★内業

- ① 関係官公署との事前打合せ（連絡）
- ② 公共用地境界立会申請書
（添付書面、関係土地所有者一覧表等の作成）
- ③ 公共用地境界立会申請書の発送又は提出
- ④ 立会済の境界点の座標計算
- ⑤ 現況平面図の整理、計算、製図（加筆）
- ⑥ 横断測量結果の整理、計算、製図等
- ⑦ 公共用地境界明示証明書の作成

第2章 測量業務

（1）面積測量

土地

（解説）

土地の面積測量（測量原図の作製を含む。）は、数値測量を原則とし、各面積区分ごとの基準

広島県

額に地域区分(精度)及び難易度により加算又は減算をすることができる。ただし、平板測量の場合は、積算額から25%を減額する。

(作業の内容)

作業の内容は、土地の面積測量業務であり、委託の対象とした土地の面積測量の作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 器械の据付
- ② 観測
- ③ 筆界線の整理
- ④ 筆界点間の検測
- ⑤ 器械の移動

★内業

- ① 観測簿の整理
- ② コンピュータへの入力
- ③ 面積計算及びその点検
- ④ 展開・点検
- ⑤ 測量原図(素図)作製(注:全体測量図等マイラー図面作成)

(運用)

器械点又は境界点の一方の点数が上位の難易度に該当する場合は、上位の難易度を適用し、当該欄の加減率による。

地域区分 難易度	山林 その他	村落 地	準市街 地	市街 地	過密 市街地	器械点数又は 境界点数
容易	70	70	90	110	130	器械点3点又は 境界点6点まで
普通	70	90	110	130	150	器械点4点又は 境界点7～8点
困難	90	110	130	150	170	器械点5点又は 境界点9～10点
非常に困難	110	130	150	170	180	器械点6点以上又は 境界点11点以上

(2)境界標設置

ア.境界点測設

(解説)

- (1) 境界点測設とは、分筆をする場合に木杭・プラスチック杭等をもって現地に分割点を測設する作業をいう。
- (2) 測設する筆界点1点ごとの基準額として取り扱い、地域区分により加算又は減算をすることができる。

(作業の内容)

作業の内容は、分割点等を測設する業務であり、委託の対象とした境界点測設の作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 器械の据付
- ② 分筆境界点までの障害物の撤去、整理
- ③ 分筆点の逆打ち
- ④ 分筆点に木杭・プラスチック杭の打設
- ⑤ 筆界点間の検測
- ⑥ 点検測量
- ⑦ 器械の移動

★内業

- ① 対象分筆点座標、分筆点付近のデータの整理
- ② コンピュータへの分筆点のデータの入力・点検
- ③ 測設点の角度、距離計算、作図、点検

(運用)

木材、金属鋌、刻み及び 60 cm未満のコンクリート杭又は合成樹脂杭で根巻きを施さないものは測設として扱う。

地域区分の各ランクの加減率の運用は難易度に応じて適用し、普通の場合は当該欄の最下位を、困難な場合は当該欄の中間値を、非常に困難な場合は当該欄の上位の加減率を適用する。

(注)

普 通…黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、測設が容易な場合。

困 難…礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、測設が困難な場合。

非常に困難…アスファルト、コンクリート、岩石等の破碎作業を伴う場合。

加 減 率 表

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
普 通	70	70	90	110	130
困 難		80	100	120	140
非常に困難		90	110	130	150

イ. 境界標埋設

(解説)

- (1) 境界標埋設とは、筆界点に永続性のある標識(石杭、コンクリート杭、金属標等)を設置するために必要な作業をいう。
- (2) 埋設する標識 1 点ごとの基準額として取り扱い、難易度により、加算又は減算をすること

とができる。

(作業の内容)

作業の内容は、境界標埋設業務であり、委託の対象とした境界標埋設の作業項目を分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 対象筆界点の位置の記録
- ② 埋設部分の掘削、破碎作業
- ③ 根巻セメントの調合
- ④ 永久境界標識の位置決め、固定作業
- ⑤ 根巻、埋戻し作業
- ⑥ 筆界点位置の確認、調整
- ⑦ 筆界点間の距離の検測
- ⑧ 筆界点付近の現況のスケッチ

(運用)

- (1) 永続性のある標識とは、石杭、コンクリート杭、金属標等をいう。
- (2) 堅固で容易に移動しない合成樹脂杭は、永続性のある標識として扱う。
- (3) 標石、材料費、運搬費等は、「[第6章 附則の\(1\)](#)」を適用する。
- (4) 加減率の運用にあたり、難易度により下表を基準として運用する。

加 減 率 表

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	70	100	140	180

(注)

- 容 易…黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、掘削が容易な場合。
- 普 通…堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合。
- 困 難…礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、掘削が困難な場合。
- 非常に困難…アスファルト、コンクリート、岩石等の破碎作業を伴う場合。

ウ. 引照点測量

(解説)

- (1) 引照点測量とは、筆界点の指示又は亡失した場合の境界標の復元のため、予め近傍の恒久的地物等と筆界の位置関係を明確にするための作業をいう。
- (2) 引照点 1 点ごとの基準額として扱い、地域区分により、加算又は減算をすることができる。

地域区分の各ランクの加減率の運用は難易度に応じて適用し、普通の場合は当該欄の最下位を、困難な場合は当該欄の中間値を、非常に困難な場合は当該欄の上位の加減率を適用する。

広島県

(注)

普通…対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害少ない場合をいう。

困難…対象土地及び利害関係人が筆数を超え、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。

非常に困難…対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を超え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が過密な場合をいう。

加 減 率 表

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
普通	70	70	90	110	130
困難		80	100	120	140
非常に困難		90	110	130	150

(3) 引照点 1 点ごとの基準額として扱い、地域区分により、加算又は、減算することができる。

(4) 又、引照を必要とする筆界点 1 点ごとの委託とすることができる。加算、減算は(2)と同じ。

(作業の内容)

作業の内容は、引照点測量業務であり、委託の対象とした引照点測量の作業項目を外・内業に分類すると、次のとおりである。

★外業

- ① 器械の据付
- ② 視準点までの障害物の撤去、整理
- ③ 観測
- ④ 点間の検測
- ⑤ 点の記の記録
- ⑥ 器械の移動

★内業

- ① 観測簿等のデータの整理
- ② コンピュータへのデータの入力・点検
- ③ 点間の計算・展開等
- ④ 点の記の整理、製図

(運用)

地積測量図又は受理する成果図に引照点を記載する場合に適用する。

第3章 嘱託手続業務

(1) 土地

(解説)

土地の表示に関する登記の嘱託手続きは、嘱託書(副本を含む。)、委任状、法定添付図面(地役権図面を除く。)、共同担保目録等の作成及び嘱託書の提出、受領等を包括して行う作業をいい、本表に示す嘱託1件ごとの基準額に加算額(筆増、現地調査費)を適用する。

(作業の内容)

委託の対象とした土地嘱託手続業務の作業項目を分類すると、次のとおりである。

- | | |
|---|------------|
| ① | 地積測量図の作製 |
| ② | 土地所在図の作製 |
| ③ | 嘱託書、委任状の作成 |
| ④ | コピー、嘱託書の編綴 |
| ⑤ | 書面の調査、点検 |
| ⑥ | 嘱託書の提出、受領 |

(運用)

2筆の土地をそれぞれ2筆に分割する場合において、同一の嘱託書で嘱託するときは、2件の扱いとし1件については、基準額の25%を減算する。

(2) 現地調査費

(運用)

実地調査に立会を求められたときは、現地調査費を適用することができる。

第4章 書類の作成等

(1) 書類の作成

(運用)

ア. 文案を要するもの

- * 地形図、成果図……1葉単位
- * 承諾書
隣地所有者承諾書、権利消滅承諾書、所有者更正承諾書等
- * 上申書、理由書、同意書
所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面等
- * 相続関係説明図
- * 境界確認書
民民・官民共に正副2通作成する場合、2通で計上する。
- * 現地調査書(法務局、地方法務局長の訓令等に基づき添付を求められている場合)
現地調査書の作成は、現地への案内図の作成を含む。

イ. 文案を要しないもの

- * 所有権証明書……1通単位

(2) 謄抄本交付手続き及び受領

(運用)

登記簿・戸籍謄抄本(不在籍証明を含む。)・住民票(不在証明を含む。)等

(3) 原本の複製**第 5 章 地図訂正申出業務****1. 調査業務**

○資料調査

公簿類	地図訂正対象区域、その隣接土地等必要とする物すべてを含む。旧土地台帳、閉鎖登記簿、全部事項証明書の 3 種類を計上する。
地図類	地図訂正対象区域、その隣接土地等必要とする物すべてを含む。マイラー図、マイラー化前の地図、その他登記所以外の保管(市町村等)の全ての地図を計上するので、最低 2 種類以上となる。
図面類	地図訂正対象区域、その隣接土地等必要とする物すべて含む。
疎明書面	1 件は、所有者別とする。

○現地調査

事前調査	地図訂正対象区域一現場として運用する。
------	---------------------

○立会

民有地立会	
公共用地境界	

2. 嘱託業務

○地図訂正申出書

地図訂正申出書	図面添付の場合、図面添付不要の場合あり
筆数加算	
地図訂正前後図の作成	
筆数加算	訂正前、訂正後を作成するので、それぞれに適用する。
承諾書作成	
現地調査書	
実地調査立会	法務局より実地調査に立会を求められた場合に適用する。

○地図の解析

公簿類	旧土地台帳＋現在事項＋閉鎖
-----	---------------

広島県

地図類	現在事項＋閉鎖
図面類	地積測量図等ある場合

○交渉調印業務

交渉調印業務	依頼者の要請により事件処理のため、出張する場合において適用する。
--------	----------------------------------

第6章 附則

(1) 標石、材料費及びこれらの運搬費は、実費とする。

(2) 目的地まで往復 20 km を超える旅費については、別途実費を加算することができる。

(3) 交渉調印料

(運用)

境界確認書、登記承諾書等への調印を求める場合本則を適用することとし、調印を求めるに必要な地権者への情報提供、交渉、交通費を含む。

(4) この表に定めのない事項については、この表中最も類似した事項と同一の基準額によるものとする。

(運用)

類似業務の積算は、下記の表によるものとする。

嘱託手続業務

類似嘱託手続	適用嘱託手続	(適用)
1. 分合筆の登記	分筆の登記	
2. 分筆一部地目変更の登記	分筆の登記	
5. 地積測量図訂正申出書	地積更正の登記	
6. 分筆登記の抹消	合筆の登記	(分筆錯誤による抹消)
7. 合筆登記の抹消	合筆の登記	(分筆錯誤による抹消)

【参考】

制定 平成 16 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 5 月 1 日 (令和 5 年 4 月 25 日付け土木建築総務課長通知)

改正 令和 5 年 5 月 1 日 (令和 5 年 4 月 28 日付け用地課長通知)